弁護士法人
長瀬総合法律事務所
NAGASE Sogo Law Office

NS News Letter

Vol. 4
2016.07



CONTENTS

1．Topics：労務問題でお悩みの方へ
2．Column：今日からできる契約書基礎講座
— 第３回：業務委託契約
3．Notice①：動画サイト（交通事故分野）公開のお知らせ
4．Notice②：セミナー開催のお知らせ

円満な労使関係の構築に貢献することをお約束いたします

早いもので、今年ももう半分を回ってしまいました。
残る半年間で、年初に設定した目標をどの程度達成することができるのかを、改めて確認しております。

さて、企業経営にとって避けては通ることができない問題が「人事・労務問題」です。

・ついつい従業員にサービス残業をお願いしてしまう…
・従業員の間で人間関係のトラブルが起きている…
・問題を起こす従業員に辞めてもらいたいけれども辞めてくれそうにない…
・就業規則を作成していない…
・就業規則は一応あるけれども実際の勤務状況にあっていない…
・会社の機密情報のセキュリティー対策ができていない…

こうした労働問題は、会社の規模の大小を問わず、どこでも起こりうるものです。
ですが、些細なことに思われた労働問題への対応を誤れば、会社の経営全体を揺るがすトラブルにも発展しかねません。

私たちの事務所にも、労働問題でお悩みの経営者様から多数のご相談をいただいておりますが、事後的な対応よりも、事前の予防策を講じておくことが何よりも大切です。

当事務所では、今後、経営者様向けの労働セミナーを順次開催していく予定です。
ご興味がございましたら、ぜひ当事務所のホームページをご覧ください。

また、経営者様向けの労働問題に関する留意点についてもホームページ上で整理しておりますので、よろしければご参照ください。

http://houmu.nagasesogo.com/労務・労働問題の留意点/

私たちは、経営者の皆様が労働問題でお悩みになることを解消するとともに、円満な労使関係の構築に貢献することをお約束いたします。



前回のニュースレターでは、具体的な取引の前提として締結する秘密保持契約について解説しましたが、今回は第三者との間で何らかのサービス・業務の提供を受ける場合に、実務上頻繁に取り交わす「業務委託契約書」について主な注意点を解説していきます。

一口に「業務委託契約」といっても、提供するサービスの内容に応じてその中身は多種多様であり、コンサル契約からシステム開発契約、ビルの定期メンテナンス契約等多岐に亘り、契約書の分量や内容も個別性が強いものといえます。また、業務委託契約の目的自体は対象となるサービスを円滑に提供する・されることにあるというシンプルなものですが、性質上長期間に亘る継続的な取引になることが多く、取引状況に応じてサービスの提供内容や報酬等を柔軟に変更できるよう、基本契約とは別に個別契約を締結したり、さらには提供するサービスの仕様等を規定した付属仕様書等がセットになった多層構造となっている場合も多く、実際には複雑な契約体系となっていることも少なくありません。

そこで、今回のニュースレターでは、業務委託契約の一般的な構造について説明するとともに、特に注意すべき条項等についてご説明していきます。

なお、とくに重要なポイントについては☆マークを付しています。

目次

I. はじめに―業務委託契約を締結する意義 3

II. 業務委託契約の構成 3

1. 業務の内容及び範囲（☆） 4
2. 指揮命令（☆） 4
3. 再委託等（☆） 5
4. 納期・納入場所 5
5. 検収（☆） 5
6. 受託者の瑕疵担保責任 6
7. 知的財産権の取扱い（☆） 6
8. 受託者に対する監督、報告徴求等 7

III. 終わりに 8

Ⅰ．はじめに―業務委託契約を締結する意義

業務委託契約とは、契約の一方当事者（委託者）が、他方当事者（受託者）に対して、一定の役務の提供を依頼し、他方当事者（受託者）が一方当事者（委託者）に対して一定の役務を提供することを目的とする契約をいいます。要するに、外部の第三者に一定の業務を依頼することを目的とする契約をいいます。

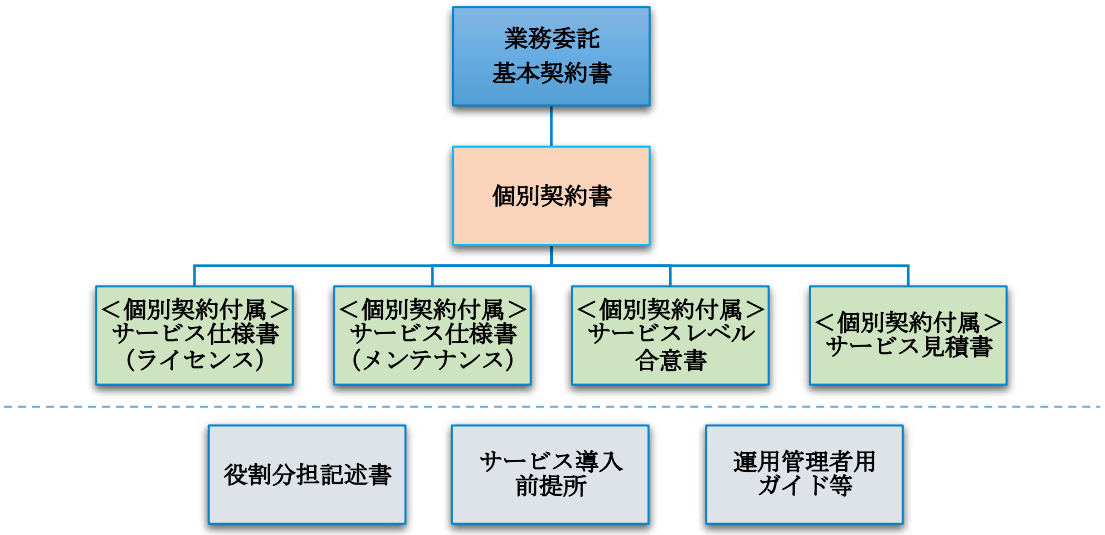
そのため、いわゆる「業務委託契約」として締結される契約は、コンサルティング契約や外部室テムエンジニアとの間でのシステム開発契約、ソフトウェアの作成に関する契約等、多岐にわたります。

業務委託契約は、その性質から役務提供型の契約に分類され、民法上、雇用契約、請負契約、委任契約、寄託契約のいずれか（又はその混合）に該当することが一般的です。そのため、契約に際しては、相手方に依頼する（又は相手方から依頼される）業務の目的、内容等を把握し、どの契約類型に分類されるのかを整理し、それに応じた契約内容にすることが必要となります。

ⅠⅠ．　業務委託契約の構成

前述のとおり、業務委託の対象となるサービス自体が多岐にわたっていることから、業務委託契約についても単一の契約書一本で完結するのではなく、複数の契約書をセットで取り交わすことが一般的です。実務上、当事者間での業務委託に関する基本的な約束事を規定した「基本契約書」と、報酬の支払方法やサービスの提供頻度・方法等に関する具体的な取り決めを規定した「個別契約書」の２種類の契約書を作成することが多いかと思います。

また、業務委託の内容、規模等によっては、提供するサービスの仕様等を定めた「サービス仕様書」など、さらに多数の契約書を取り交わすことも珍しくなく、以下のように多層的な構造となっていることも珍しくありません。



このように、業務委託契約の内容は提供されるサービスの内容に応じて多種多様であり、契約書の分量も取引規模等に応じて数頁から数十頁にまで及ぶこともあり定型化は困難ですが、その中でも特にポイントになる条項はいくつかあります。以下、各項目に沿ってポイントを解説していきます。

なお、条文例中、「甲」は委託者を、「乙」は受託者を意味するものとします。

1. 業務の内容及び範囲（☆）

業務委託契約においては、実務上、「本来予定していた業務内容と異なる業務しか提供されていない」、「当初約束していた範囲を超えて、過度のサービスの提供を要求されている」といったことから紛争が生じることがままあります。そのため、業務委託契約書を作成する場合、委託（受託）する業務の内容及び範囲を、誤解の生じる余地がないほどに明確に記載することが大切となります。

もっとも、実際には契約を締結する時点においては、業務内容の詳細までは当事者間で合意に至っていないことも多々ありますので、そのような場合には、大まかな業務の内容や具体的な業務の提供方法の決定手続だけを先行して「基本契約書」に規定し、その詳細については後に締結する「個別契約書」で規定する、といった方法が考えられます。

【例】
（本件業務の内容）
1. 本件業務の内容は、以下の各号に定めるとおりとする。乙は、本件業務の円滑な遂行のために、必要な能力を有する人員を必要な人数確保しなければならない。
 (1) ○○○○
 (2) ○○○○
 (3) ○○○○
2. 本件業務の遂行にあたり、前項各号の定めに含まれない業務を遂行する必要が生じた場合には、その都度、甲乙協議して必要な本件業務の内容及びその遂行方法その他の必要事項について、個別契約書において定めることとする。

2. 指揮命令（☆）

委託業務を遂行する際に、誰がどのようにして指示等を行うのかを明確に規定しておくことが重要となります。

とくに、業務委託契約の実質が請負契約の場合には、いわゆる「偽装請負」（形式的には請負契約であるものの、実態としては労働者の供給であり、受託者の従業員が委託者の指揮命令下にあるもの）に該当し、職業安定法等に違反して違法とならないよう、指揮命令関係を明確にしておくことが重要となります。

【例】
（指揮命令）
乙は、乙の主任担当者に対して、以下の各号に掲げる業務を遂行させるものとする。
(1) 自らの担当する本件業務に携わる乙の役職員等に対する、本件業務遂行に関する指示、管理及び労働時間等の管理を行うこと。
(2) 自らの担当する本件業務に携わる乙の役職員等に対して、甲の企業秩序を遵守させること。
ただし、緊急時においては、甲は、乙の役職員等に対して、本件業務遂行及び甲の企業秩序維持の遵守を、必要な範囲で直接依頼できるものとする。

3. 再委託等（☆）

委託者の場合、委託者としては、受託者自身による業務遂行を期待している場合も多く、受託者が第三者に業務の遂行を第三者に再委託する場合には、委託者の事前の書面による同意が必要である旨を明記しておく必要があります。

また、再委託を許容する場合においても、再委託先の一切の行為について受託者が責任を負う旨を契約書に明記しておく必要があります。

> 【例】
> （再委託）
> 乙は、甲の事前の書面による同意がある場合、第三者に本契約及び個別契約に基づく業務を再委託することができる。この場合、乙は、当該第三者に本契約及び個別契約の条項に基づく乙の義務と同等の義務を遵守させるために必要な措置を講ずるとともに、当該第三者の行為について責任を負うものとする。

4. 納期・納入場所

コンサルタント業務や調査業務においてレポートを作成する場合のように、受託者が委託者に対して一定の成果物を作成することを予定している場合があります。このように、成果物の作成を予定している場合には、作成する成果物の内容を可能な限り具体的に特定するとともに、その納入期限、納入場所、納入方法、検査期間等について規定しておく必要があります。

これにより、受託者の義務の内容が明確になるとともに、受託者の義務が適切に履行されなかった場合には、受託者に対して契約上の義務違反を追及することが可能となります。

> 【例】
> （納入場所及び納入期限）
> 1. 甲乙間で別途定めない限り、本件業務の遂行により作成されたシステム仕様書、マニュアル、個別の作業報告書その他のドキュメント、プログラムを含む一切の成果物（以下「本件成果物」という。）の納入場所は、甲の指定する場所とする。
> 2. 甲乙間で別途定めない限り、本件成果物の納入期限は、本契約で定める納入期限とする。
> 3. 乙は、本件業務の終了後、本件成果物を、本条第２項に定める納入期限までに、本条第１項に定める納入場所へ納入する。

5. 検収（☆）

委託業務の内容が一定の成果物の作成を目的とする場合には、受託者の作成した成果物が、委託者の求める必要な要件、条件等を満たしていなかった場合、契約の目的を達成できないため、当該条件等を満たしているかを確認すべく、検収条項を規定しておくことが実務上は重要となります。

検収条項では、受託者の作成した成果物が必要な要件、条件等を満たしているか否かを判断するための合否基準等を定めることとなります。そして、受託者の作成した成果物が必要な要件、条件等を満たしていない場合には、受託者に再度、成果物を納入させ、委託者は再度それが必要な要件、条件等を満たしているかを確認する手続も定めておく必要があります。

このように、検収条項は契約締結の目的を達成できるかどうかを確認するための重要な規定であるとともに、実際には予定していたとおりに成果物の作成・納入が間に合わない場合も多々あるため、現実にワークするか想像力を働かせ、合理的に幅を持った検収期間等を設定することが大切となります。

【例】
（検収）
1. 甲は、乙より納入された成果物の納入検査を個別契約に定める期間内に行い、検査合格をもって検収完了とする。
2. 前項に定める検査の結果が甲乙があらかじめ合意した成果物の要求事項を客観的に満たしておらず不合格の場合、乙は甲の指示に従い、乙の費用と責任において、直ちに代替品又は不足分の納入、若しくは成果物の修補を行うものとする。
3. 甲は、前項により納入又は修補された成果物について、再度検査を行うものとする。この再検査についても、前二項を準用する。
4. 乙が本条第２項に定める期間内に成果物の検査結果の通知を甲から受領しなかった場合、当該期間の満了をもって、当該成果物の検査は合格したものとする。ただし、乙の責に帰すべき事由による場合はこの限りではない。

6. 受託者の瑕疵担保責任

委託業務の内容が、一定の成果物の作成・納入を目的とする場合において、検収完了後に成果物が必要な要件、条件等を満たしていないことが判明したときの受託者の責任を規定しておく必要があります。受託者の責任としては、不具合の修正等、不具合のある目的物を委託者に納入したことに伴う損害賠償等があり得ますが、瑕疵担保責任を追及することができる期間については、成果物の内容から、合理的な期間を設定することが一般的です。

【例】
（瑕疵担保責任）
甲は、検査の完了後から６ヶ月の間に、成果物の瑕疵を発見した場合、乙に無償で修補を請求することができるものとする。

7. 知的財産権の取扱い（☆）

業務委託契約においてよくある誤解として、「委託者は、契約書に何も規定していなくても、当然に成果物に係る知的財産権を取得する」という誤解があります。委託者が受託者に対してお金を払っていることから生じる誤解かと思いますが、契約書中に知的財産権の取扱いについて何も規定していない場合には、受託者が作成した成果物に係る知的財産権は受託者に帰属し、委託者に移転しないのが原則です。

したがって、委託者としては、成果物に係る知的財産権が受託者から委託者に移転する旨を明確に規定しておく必要があります。

なお、著作人格権については、契約によっても移転しないため、委託者としては、「受託者は成果物に係る著作人格権を行使しない」旨も併せて明記しておくことが望ましいといえます。

【例】
（知的財産権等）
１．乙は、本件成果物について発生する特許又は実用新案登録を受ける権利及び工業所有権を受ける権利を、発生と同時に発明者又は考案者より譲り受けるものとし、同時にかかる権利を甲に譲渡する。なお、当該権利に基づき取得される特許権又は実用新案権は、甲に帰属するものとする。また、本件成果物に関する著作権（本条第２項に定める乙著作権等を除く。）は、第●条に定める検収の完了時をもって、乙から甲に譲渡されるものとする（著作権法第２７条及び第２８条の権利を含む。）。
２．本件成果物に組込まれ又は利用された、乙が権利を有する既存の著作物並びに発明及び考案に対する権利であって乙が甲に対しあらかじめ書面により別途指定する権利（以下「乙著作権等」と総称する。）は、乙に留保され、甲は、乙著作権等を、甲が本件成果物を使用するため並びに甲が自身の業務を遂行するために必要な範囲で、無償で使用及び実施（第三者への再許諾を含む。）することができる。
３．第１項に定める著作権の譲渡の時期にかかわらず、乙は、本件成果物を甲の許可なく、本件業務の遂行以外の目的で利用することはできない。
４．乙は、本条の定めに従い甲に著作権を譲渡し、又は著作権法その他の法律に基づき甲に乙著作権等の利用を許諾した本件成果物の全部又は一部に関しては、甲の事前の書面による同意なくして、著作人格権を行使しない。
５．甲は、乙著作権等については、それぞれ第●条に基づく秘密保持義務の負担及び対価の支払を要せず自由に使用できる。
６．本件業務の遂行の過程で、乙において、発明、考案、意匠の創作（本条に定める本件成果物に関するものを除く。以下「発明等」と総称する。）を生じたときは、乙は、速やかにその旨及び内容を書面で甲に通知するものとし、この場合、甲及び乙は、発明等について工業所有権を受ける権利の帰属を協議の上決定するものとする。

8.　受託者に対する監督、報告徴求等

業務委託契約書において、受託者において委託業務が適切に遂行されているかを、委託者が確認する手段を規定しておく必要があります。委託業務が適切に遂行されているかを確認する具体的な手段としては、資料等の提出要請、立入検査等があり得ますが、業務内容、成果物等を考慮して、案件ごとに実効的な手段を選択することが望ましいといえます。

【例】
（監査・検証・監督）
1.　甲は、本契約に定めた乙の遵守状況を確認するため、乙の本件業務の実施状況を監査する権利を有する。甲は乙に対して関係資料の提出要請及び立入検査を行うことができるものとし、乙はこれを応諾する。
2.　甲は、報告内容、検査結果等により必要と判断される場合、乙の本件業務の遂行方法その他本件業務に関わる事項について、乙に改善を申し入れることができるものとし、乙はこれに適切に対応するものとする。

III. 終わりに

業務委託契約は第三者との間で何らかのサービス・業務の提供を受ける場合に締結する契約であり、実務上頻繁に目にするものではありますが、その内容は多種多様であり、どこがポイントかわからないまま漫然と契約書を取り交わしている場合も少なくないかと思います。

しかし、提供する業務の内容を巡って後日紛争が生じないよう明確にするとともに、偽装請負に抵触しないよう指揮命令関係を明確にしたり、契約締結の目的を達成できるよう検収条項を詳細に規定したり、また、知的財産権の取扱いを明記したりする必要がある等、注意すべき事項が多々存在します。実務においても、こうした条項が不明確なまま業務委託契約に応じてしまったために、深刻なトラブルに発展してしまったケースは少なくありません。

既に取引先との間で業務委託契約を締結されている方や、今後新たな取引先との間でサービス提供に関する契約の締結を検討されていらっしゃる方がおられましたら、お気軽にご相談ください。



お名前：

ご住所：

連絡先：TEL

■■　お客様お問い合わせ記入欄　■■

今回の記事に関して、ご質問・ご不明点があれば、左記にご記入のうえ下記までお問い合わせください。

TEL 029-875-8180（平日 9:00～17:00）
FAX 050-3730-0060
E-MAIL nagase@nagasesogo.com

□　今回の記事について相談したい
□　開催セミナーについて相談したい
□　法律問題・顧問契約について相談したい

業務委託基本契約書

XXX 株式会社（以下、「甲」という。）及び YYY 株式会社（以下、「乙」という。）は、甲の乙に対する業務委託に関して、以下のとおり契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第１条　（目的）

本契約は、甲が乙に対し、WEB コンテンツ制作及び ZZZ 株式会社が提供する〇〇〇を用いた当該コンテンツの配信に係る業務を委託する契約（以下、「個別契約」という。）に関して基本となる契約事項を定め、甲及び乙が個別契約を適切かつ迅速に締結することを目的とする。

第２条　（個別契約の成立）

1. 個別契約は次のいずれかにより成立する。いずれの方式を選択するかは、個別契約ごとに甲乙協議し定める。
 (1) 甲が注文書を乙に交付し、乙が当該注文書に係る注文請書を甲に提出し、甲が受領したとき。
 (2) 甲及び乙が、別途書面により個別契約書を交わしたとき。
2. 業務の内容、成果物、納入場所、納入期日、業務委託金額、支払期日その他必要な事項については、個別契約に定めるものとする。
3. 本契約の規定と個別契約の規定に矛盾抵触がある場合、個別契約の規定が優先するものとする。

第３条　（納入及び検収）

1. 乙は、個別契約に定める成果物を個別契約で定める納入期日までに納入場所に納入するものとする。乙は、納入期日までに成果物を納入することができないとき、又はそのおそれが生じたときは、直ちに甲に通知し、対応について協議するものとする。
2. 甲は、乙より納入された成果物の納入検査を個別契約に定める期間内に行い、検査合格をもって検収完了とする。
3. 前項に定める検査の結果が甲乙があらかじめ合意した成果物の要求事項を客観的に満たしておらず不合格の場合、乙は甲の指示に従い、乙の費用と責任において、直ちに代替品又は不足分の納入、若しくは成果物の修補を行うものとする。
4. 甲は、前項により納入又は修補された成果物について、再度検査を行うものとする。この再検査についても、前二項を準用する。
5. 乙が本条第２項に定める期間内に成果物の検査結果の通知を甲から受領しなかった場合、当該期間の満了をもって、当該成果物の検査は合格したものとする。ただし、乙の責に帰すべき事由による場合はこの限りではない。

第４条　（支払）

1. 甲は、前条の検査完了後、個別契約の定めに従い、支払期日までに業務の対価を乙に支払うものとする。
2. 前項の支払は、乙が別途指定する銀行口座に振込により支払うものとする。なお、振込に係る手数料は、甲の負担とする。
3. 振込期日が銀行休業日等の場合には、前営業日までに支払うものとする。

第５条　（所有権の移転及び危険負担）

1. 成果物が有体物の場合、成果物の所有権は、第４条に定める支払完了時において乙から甲に移転するものとする。
2. 第４条に定める支払完了より前に成果物に生じた損害は乙が負担するものとし、支払完了後に生じたものについては甲が負担するものとする。ただし、その損害について相手方の責に帰すべき事由の存する場合はこの限りではない。

第６条　（再委託）

乙は、甲の事前の書面による同意がある場合、第三者に本契約及び個別契約に基づく業務を再委託することができる。この場合、乙は、当該第三者に本契約及び個別契約の条項に基づく乙の義務と同等の義務を遵守させるために必要な措置を講ずるとともに、当該第三者の行為について責任を負うものとする。

第７条　（瑕疵担保責任）

甲は、検査の完了後から６ヶ月の間に、成果物の瑕疵を発見した場合、乙に無償で修補を請求することができるものとする。

第８条　（著作権）

1. 個別契約に係る成果物に関する著作権（著作権法第２７条、第２８条に定める権利を含む。）は、乙又は第三者が従前から保有していた著作物の著作権及び汎用的な利用が可能なプログラムの著作権（以下、「乙著作権」と総称する。）

を除き、第４条に定める支払完了時に乙から甲に移転するものとする。なお、甲は、成果物の利用に際し、乙著作権を無償で使用及び実施（第三者への再許諾を含む。）することができる。

2. 前項にかかわらず、甲及び乙は、著作権の帰属について、別途個別契約に定めることができるものとする。
3. 乙は、成果物に関して、納入時点において第三者から著作権、肖像権その他工業所有権（特許、実用新案を受ける権利を含む。以下、「著作権等」という。）を侵害したとして何ら請求等がなされていないことを保証する。ただし、成果物が著作権等を侵害したとして第三者から請求等を受けた場合には、乙は、甲のためにこれを防御し、かつ、確定した損害賠償額、合理的な弁護士費用その他の費用を負担するものとする。

第９条　（産業財産権）

本契約及び個別契約に基づき受託した業務を遂行した結果生じた特許権、実用新案権及び意匠権（以下、「産業財産権」という。）の帰属については、以下のとおりとする。

1. 産業財産権の基礎となる発明、考案、意匠が甲又は乙によって完成されたものであるときは、当該産業財産権は甲又は乙の単独所有とする。
2. 産業財産権の基礎となる発明、考案、意匠が甲及び乙双方によって完成されたものであるときは、当該産業財産権は甲及び乙の共有とし、持分は甲及び乙が協議し定めるものとする。この場合、甲及び乙は、当該産業財産権について、それぞれ相手方の承諾及び対価の支払を要せず、自ら実施若しくは利用することができ、第三者に対して利用を許諾することができる。

第１０条　（支給物及び貸与物の管理）

1. 乙は、甲から支給又は貸与された図面、仕様書、資料、商品等を善良な管理者の注意をもって管理するものとし、本契約及び個別契約の履行の目的以外にこれを使用してはならない。
2. 乙は、本契約及び個別契約の履行が終了したとき、その他甲から求められた場合、甲の指示に従い貸与物は速やかに甲に返却するものとし、支給物は廃棄するものとする。

第１１条　（秘密保持）

1. 甲及び乙は、本契約又は個別契約に関連して相手方が秘密であることを明示の上開示した技術上、業務上その他一切の情報（以下、「秘密情報」という。）の秘密を保持し、第三者に開示、提供又は漏洩せず、また、本契約及び個別契約の遂行以外の目的に利用しないものとする。ただし、次の各号の一に該当するものについては、秘密情報から除外する。
 (1) 開示を受け又は知得した際、既に自己が所有していたもの
 (2) 開示を受け又は知得した際、既に公知となっていたもの
 (3) 開示を受け又は知得した後、自己の責によらないで公知となったもの
 (4) 開示を受け又は知得した後、正当な権原を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手したもの
 (5) 甲の秘密情報に接することなく独自に開発、創作したことによるもの
2. 前項にかかわらず、甲及び乙は、以下の各号の一に該当する場合は秘密情報を開示することができる。
 (1) 相手方の事前の書面による承諾を得て第三者に開示する場合
 (2) 本契約及び個別契約に関わる自らの役員及び従業員に対して開示する場合
 (3) 本契約及び個別契約の遂行に必要な限度で、法令上守秘義務を負う弁護士その他の専門家に対して開示する場合
 (4) 甲又は乙の監査法人へ開示する必要がある場合
 (5) 適用ある法令・規則等を遵守するために必要な場合、又は政府、所轄官庁規制当局（日本国外における同様の規制当局を含む。）若しくは裁判所による要請に応じて秘密情報を開示することが必要な場合
3. 本条第１項の義務は、本契約又は個別契約終了後も【２】年間存続するものとする。

第１２条　（個人情報）

1. 乙は、甲又は甲の顧客が保有する個人情報（個人情報の保護に関する法律第２条第１項に定める「個人情報」をいう。以下同じ。）の開示を受ける場合、当該個人情報につき、「個人情報の保護に関する法律」に準拠して保護しなければならない。

2. 乙は、個人情報を漏洩し、又は漏洩の可能性があることが判明した場合には、直ちにその旨を甲に報告するとともに、乙の費用と責任において甲が明示した合理的な措置等を講じるものとする。
3. 本条の規定は、本契約又は個別契約終了後も存続する。

第１３条　（報告・検査）

1. 甲は、乙の本契約及び個別契約の履行状況について、必要に応じて随時、乙に報告を求めることができる。この場合、乙は、速やかに書面・電子メール又は口頭等、甲が指定する方法で報告するものとする。
2. 甲は乙の報告等から必要と判断した場合には、乙に対し速やかにその旨通知し、乙の事業所に立入り、本契約及び個別契約の履行状況を検査することができる。

第１４条　（権利義務の譲渡禁止）

甲及び乙は、相手方の書面による事前の同意のない限り、本契約又は個別契約の契約上の地位を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。また、本契約又は個別契約から生ずる権利の全部又は一部を第三者に譲渡し若しくは担保の用に供し、又は本契約又は個別契約から生ずる義務の全部又は一部を第三者に引き受けさせてはならない。

第１５条　（解除）

1. 甲及び乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当した場合、あらかじめ何らの通知催告なく本契約又は個別契約の全部又は一部を解除することができるものとする。
 (1) 金銭債権保全のための差押、仮差押、仮処分、競売の申立又は租税公課の滞納処分若しくは滞納による保全差押を受けたとき（ただし、第三債務者として差押又は仮差押を受けた場合を除く）
 (2) 支払停止があったとき又は破産、特別清算、民事再生、会社更生若しくはこれらに類する手続の手続会誌の申立てがあったとき
 (3) 手形交換所から不渡り報告又は取引停止処分を受けたとき
 (4) 監督官庁から事業の取消、停止等の命令を受けたとき
 (5) 本契約条項に対して重大な違反があったとき
 (6) 重要な事業の譲渡又は会社の解散を決議したとき
 (7) 事前の連絡なく重要な組織変更を行ったとき
 (8) 信用状況、財産状態が著しく悪化し、本契約又は個別契約の履行が困難であると認められるとき
2. 事前に定める本契約又は個別契約の解除は、相手方に対する損害賠償の請求を妨げない。

第１６条　（反社会的勢力の排除）

1. 甲及び乙は、相手方に対し、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれかーにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証する。
 (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかーにでも該当する行為を行ってはならない。
 (1) 暴力的な要求行為
 (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 (4) 風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 (5) その他前各号に準ずる行為

3. 甲及び乙は、相手方が前二項のいずれかーにでも違反した場合、通知又は催告等何らの手続を要しないで直ちに本契約及び個別契約を解除することができるものとする。
4. 甲及び乙は、前項に基づく解除等により相手方が被った損害につき、一切の義務ないし責任を負わないものとする。

第１７条　（損害賠償）

1. 甲又は乙が本契約に違反したことにより相手方が損害を被った場合には、甲又は乙は、かかる損害を相手方に対して請求をすることができる。ただし、請求額は、甲又は乙の故意又は重過失の場合を除き、個別契約の委託金額の範囲内に限定される。
2. 甲及び乙は、本契約に基づく自己の義務の不履行又は履行遅滞が暴動、戦争、天災、疫病の蔓延又は政府若しくは政府機関による行為等の不可抗力により生じた場合、その不履行又は遅滞につき相手方に対し責任を負わない。

第１８条　（有効期間）

1. 本契約の有効期間は、２０１６年●月●日から【１】年間とする。
2. 本契約の期間満了の１ヶ月前までに当事者の一方又は双方が本契約の更新拒絶を申し入れない限り、本契約と同一の条件でさらに【１】年間継続し、以後も同様とする。
3. 本契約の有効期間満了後も、第７条、第８条、第９条、第１１条、第１２条、第１４条、第１７条、第１９条、第２０条は効力を有するものとする。

第１９条　（合意管轄裁判所）

本契約又は個別契約に関する訴訟については、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第２０条　（協議）

甲及び乙は、本契約若しくは個別契約に定めのない事項又は本契約若しくは個別契約に関する解釈上の疑義については、甲乙協議の上解決するものとする。

以上のとおり、本契約の締結を証するため、本契約書２通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各々一通を保有する。

２０１６年〇月〇日

茨城県牛久市中央●−●
甲　XXX 株式会社
代表取締役　●●　●●

茨城県つくば市天王台●−●
乙　XXX 株式会社
代表取締役　●●　●●

本ニュースレターの内容は一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、当事務所代表までご遠慮なくご連絡くださいますよう、お願い致します。

このたび交通事故被害者の方向けの動画を公開いたしました

ある日、突然に交通事故に遭ってしまった。
その日から、いつも日常が一変してしまいます。

「いつまで治療費は出してくれるんだろう？」
「後遺障害って？」
「症状固定ってどういうことだろう？」
「保険会社の話を信じていいの？」
「誰に相談すればいいんだろう？」
「弁護士に相談したらかえって高いのかな？」



交通事故に遭われたあなたは、今、様々な問題でお悩みではありませんか。

交通事故の被害に遭ってしまった方は、加害者から賠償を受けることができます。
ですが、適正な賠償を受けることは、決して簡単ではありません。複雑な保険システムを理解し、保険会社との交渉をクリアしていかなければなりません。

当事務所では、年間１００件以上の交通事故被害者からのご依頼をいただき、多数の交通事故事案の解決実績を有しております。
ですが、まだまだ交通事故被害者の方が十分に救済されているとはいえないのが現状です。



そこで、当事務所では、このたび交通事故被害者の方向けの動画を公開いたしました。

また、交通事故を取り巻く問題を解説した動画を順次公開しています。

お知り合いの方や従業員の方など、身近な方が交通事故被害に遭われてお悩みの場合には、是非これらの動画をご参照ください。

https://www.youtube.com/watch?v=An8xPhm8h8I

少しでも皆様のお役に立つことができれば幸いです。

４．Notice②：セミナー開催のお知らせ

今後開催予定のセミナーについてご案内申し上げます。

１．新刊書籍付きセミナー【若手弁護士のための 初動対応の実務】

【日時】平成２８年８月１８日（木）１５時～１７時【受付開始：１４時３０分】
【場所】レクシスネクシス・ジャパン株式会社 セミナールーム（4F）
東京都港区東麻布 1-9-15 東麻布１丁目ビル４階
【費用】１０，０００円（内税・書籍代込）

※参加費には書籍代（「若手弁護士のための 初動対応の実務」3,024 円）が含まれております。
※参加にあたっては事前のお申し込みが必要です。当日受付にてお名刺を１枚頂戴します。
※参加費は、事前に銀行振込にてお願いいたします。（お振込み先情報は申込受付後にお知らせいたします）
※お振込み手数料はお客様のご負担にてお願い申し上げます。
※セミナープログラム内容は予告なく変更になる場合がございます。予めご了承ください。

《テーマ》

近年は弁護士増員に伴い弁護士間での競争が激しさを増し、
多くの案件・多くの分野を経験することも容易ではなくなってきています。
そこで、このたび刊行した『若手弁護士のための 初動対応の実務』では、
未経験の分野を初めて担当する方が、１日も早く適切に法律相談に対応・受任し、
問題を解決できるようになっていただくためのノウハウを解説しました。
本講座では、未経験の分野を初めて経験する方が押さえるべきポイントについて、
法律分野ごとに解説した上で、本書には盛り込むことができなかった、
実務上の留意点（慣れないうちに陥りがちな失敗例等）についてもご説明いたします。

２．問題社員対策セミナー[1]【県南会場】

【日時】平成２８年８月３１日（水）１４時～１６時【受付開始：１３時３０分】
【場所】つくばカピオ　３Ｆ　中会議室
【費用】１名様３，０００円（税込）（顧問先様従業員は無料です）
【定員】２５名

《テーマ》

労働問題と企業経営は表裏一体の関係にあるといっても過言ではありません。
企業経営を続けていく上では，労働問題を避けて通ることはできません。
経営者の皆様にとって、労働問題は非常に大きな悩みの種ではないでしょうか。
今回のセミナーでは、経営者の皆様が、トラブルを起こす従業員に対し、
どのような予防策と解決方法に取り組めばよいのかを、
「解雇」や「残業代請求」のほか、「セクハラ・パワハラ」等、各労務テーマについて、
事例を踏まえて解説いたします。

1 変更になる可能性がありますので、その際は改めてご連絡申し上げます

【お問い合わせ先】事務所名：弁護士法人長瀬総合法律事務所

［牛久本部］

〒300-1234

茨城県牛久市中央 5 丁目 20 番地 11

牛久駅前ビル 501

TEL　029-875-8180

FAX　050-3730-0060



［日立支所］

〒317-0073

茨城県日立市幸町 1 丁目 4-1

日立駅前ビル 4 階

TEL　0294-33-7494

FAX　050-3730-0060



【事務所理念】

すべてのクライアントの「再生」のために

私たちは、この使命を実現するために、最高のリーガルサービスを提供できるよう常に研鑽に務め、組織を発展させます

【事務所ＵＲＬ】

総 合 サ イ ト ：http://nagasesogo.com
交通事故サイト：http://jiko.nagasesogo.com
刑事事件サイト：http://keiji.nagasesogo.com
離 婚 サ イ ト ：http://rikon.nagasesogo.com
債権回収サイト：http://saikenkaisyu.nagasesogo.com
相続・遺言サイト：http://souzoku.nagasesogo.com
労働問題サイト：http://roudou.nagasesogo.com
企業法務サイト：http://houmu.nagasesogo.com